

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同) ……一
- 優良映画等の推奨……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課) ……二
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……二

### 告示

● 東京都告示第六百七十号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

名称 変更  
事項 変更前 変更後 変更年月日

名称	日本建築検査協会株式会社	変更前	中央区日本橋三丁目十一番十一号	変更後	中央区日本橋三丁目十一番十一号	変更年月日	令和五年四月一日
構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地							

#### ● 東京都告示第六百七十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区墨田五丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

#### ● 東京都告示第六百七十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四百四十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子五丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

#### ● 東京都告示第六百七十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区井草三丁

目地内)

- (「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次の特  
 推奨する。

令和五年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四八五	映画	世界のはしっこ、ちいさな教室	バーセルミ I・フォー ジェア	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

狛江市東野川一丁目五百二十一番一、同番三から同番五まで、五百二十三番二、五百二十九番一及び同番二	千代田区飯田橋三丁目十三番一 大和ハウス工業株式会社 支配人 更科 雅俊
稲城市大字東長沼字一号三百三十八番、同番地先及び三百四十番二	稲城市大丸五百二番地二 マル才建設株式会社 代表取締役 大久保清次
東久留米市幸町三丁目千二百二十番二十、千二百三十番五及び千二百三十一番一	西東京市柳沢二丁目一番二十三号 株式会社リノベイト 代表取締役 鈴木 正治
清瀬市中清戸二丁目七百九十七番三から同番十まで及び八百番一から同番十二まで	小金井市本町五丁目十五番九号 アリスホーム株式会社 代表取締役 石原 祐二

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

